

議長 局長 補佐 係



平成31年3月19日

発委第3号

鹿追町議会議長 埴 渕 賢 治 様

提出者 議会運営委員会
委員長 吉 田 稔

鹿追町議会改革の継続についての決議について
上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

鹿追町議会改革の継続についての決議

〔要旨〕

本町議会は、町民の信託に応えていくために、議会基本条例を基に議会活動の義務化と情報開示により可視化を行ってきた。

本会議における議論の活発化を推進することで、住民に対し行政施策の効果や課題の情報を提供できると考える。そのためには、議員一人一人が住民の代表であることを常に意識し、議論を積極的に展開しなければならない。

このことを実行するため、各委員会、全員協議会において議員間での十分な討議を行い、課題を明確にし、本会議での活発な議論へとつなげていく必要がある。

まちなか会議等により、住民との対話を重点とした議会活動を推進し、議会改革、活性化を次のとおり継続していくことが重要である。

記

1. 議会基本条例に沿った公正な議会活動の実施について

- ①住民との対話を主とした議会活動の推進
- ②本会議での活発な議論による施策の効果、課題等の明確化
- ③政務活動における調査研究によりその成果を提言、立案できる体制づくりの構築

2. 議員のなり手を確保するための環境整備について

- ①適正な議員報酬のあり方
- ②議員の社会保障整備
- ③議員選挙における選挙公営制度の拡大

議会改革の継続について上記のとおり決議する。

平成31年3月19日

鹿 追 町 議 会